

介護老人保健施設マリアンヌ 別紙Ⅰ 『料金表』

〈指定訪問リハビリテーション費〉

1割負担の場合

時間別利用料金	20分以上	40分以上	60分以上
1. サービス利用料金	3,080 円	6,160 円	9,240 円
2. うち介護保険から給付される金額	2,772 円	5,544 円	8,316 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	308 円	616 円	924 円

2割負担の場合

時間別利用料金	20分以上	40分以上	60分以上
1. サービス利用料金	3,080 円	6,160 円	9,240 円
2. うち介護保険から給付される金額	2,464 円	4,928 円	7,392 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	616 円	1,232 円	1,848 円

3割負担の場合

時間別利用料金	20分以上	40分以上	60分以上
1. サービス利用料金	3,080 円	6,160 円	9,240 円
2. うち介護保険から給付される金額	2,156 円	4,312 円	6,468 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	924 円	1,848 円	2,772 円

〈指定介護予防訪問リハビリテーション費〉

1割負担の場合

時間別利用料金	20分以上	40分以上	60分以上
1. サービス利用料金	2,980 円	5,960 円	8,940 円
2. うち介護保険から給付される金額	2,682 円	5,364 円	8,046 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	298 円	596 円	894 円

2割負担の場合

時間別利用料金	20分以上	40分以上	60分以上
1. サービス利用料金	2,980 円	5,960 円	8,940 円
2. うち介護保険から給付される金額	2,384 円	4,768 円	7,152 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	596 円	1,192 円	1,788 円

3割負担の場合

時間別利用料金	20分以上	40分以上	60分以上
1. サービス利用料金	2,980 円	5,960 円	8,940 円
2. うち介護保険から給付される金額	2,086 円	4,172 円	6,258 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	894 円	1,788 円	2,682 円

※ 上記自己負担額のほかに、下記の事業所の体制に応じて負担していただく加算、また、利用者様の状況に応じて負担していただく加算、及び介護保険の給付対象とならないサービスの費用をご負担いただきます。

* 事業所の体制に応じて負担していただく加算 *

加算	概要	自己負担額	算定の有無
サービス提供体制強化加算	下記の割合が厚生労働大臣が定める基準を満たした場合 ①職員の総数のうち勤続年数7年以上の者が占める割合 ②職員の総数のうち勤続年数3年以上の者が占める割合	① 6 円/日 ② 3 円/日 上記のうちいずれか	①

* 利用者様の状況に応じて負担していただく加算 *

加算	概要	自己負担額
リハビリテーションマネジメント加算	①医師・理学療法士等その他の職種の者が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合 ②上記要件に加えて、情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供にあたって必要な情報を活用している場合 ③計画について医師が利用者様等に説明し同意を得た場合 (訪問リハビリテーションのみ)	① 180 円/月 ② 213 円/月 上記に加えて加算 ③ 270 円/月
短期集中リハビリテーション実施加算	利用者様に対して、退院(所)日又は認定日から起算して3月以内にリハビリテーションを集中的に実施した場合	200 円/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	医師より認知症と診断された利用者様であり、リハビリテーションにより生活機能の改善が見込まれると判断された方について、退院(所)日又は認定日から起算して3月以内にリハビリテーションを実施した場合(1週間に2日を限度)(訪問リハビリテーションのみ)	240 円/日
移行支援加算	リハビリテーションを行い、利用者様の社会参加等を支援した場合 (訪問リハビリテーションのみ)	17 円/日
中山間地域等にかかる加算	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えて、サービスを提供した場合	5 % 料金に加算
特別地域(介護予防)訪問リハビリテーション加算	厚生労働大臣が定める地域に所在する指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所または、その一部として使用される事務所の理学療法士等が指定(介護予防)訪問リハビリテーションを行った場合	15 % 料金に加算
退院時共同指導加算	医療機関からの退院にあたり、医師・理学療法士等が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合	600 円/回
口腔連携強化加算	利用者様の口腔の健康状態を評価し、歯科医療機関及び指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対し、当該評価結果を情報提供した場合(1月に1回に限る)	50 円/回

別紙Ⅱ(介護保険の給付とならないサービス)

《サービスの概要と利用料金》

① 交通費

- ・ 通常の事業の実施地域を超える場合、交通費として下記の料金を負担していただきます。

ただし、厚生労働大臣の定める中山間地域等に居住する利用者様に、通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供し、加算を算定した場合は除きます。

- 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道10km未満 100円
- 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道10km以上 300円